

# **地域振興県土警察常任委員会資料**

**(平成25年6月25日)**

- 1 鳥取西道路(吉岡温泉IC～青谷IC間)の開通予定について 【道路企画課】……1ページ
- 2 中海湖岸堤整備と大橋川改修の現状について 【河 川 課】……2ページ
- 3 湖山池会議等の概要について 【河 川 課】……4ページ
- 4 日野川水系の渇水について 【河 川 課】……別 冊
- 5 鳥取県みなとさかい交流館の指定管理者審査要項(案)の概要について 【空港港湾課】……5ページ

**県 土 整 備 部**

# 鳥取西道路（吉岡温泉IC～青谷IC間）の開通予定について

平成25年6月25日  
道路企画課

6月14日、国土交通省から鳥取西道路（吉岡温泉IC～青谷IC間）の開通予定期が公表されました。

## 1 開通予定

| 開通予定  | 路線名             | 箇所名                                     | 事業規模  |
|-------|-----------------|---|-------|
| H29年度 | 一般国道9号<br>(山陰道) | 鳥取西道路(Ⅱ期)<br>吉岡温泉IC(仮称)<br>～瑞穂ハーフIC(仮称) | 5.9km |
|       |                 | 鳥取西道路(Ⅲ期)<br>瑞穂ハーフIC(仮称)<br>～青谷IC       | 6.4km |

注1 標準的な工程を想定した場合の目安であり、今後の予算状況や施工上の条件変化等により、変更の可能性がある。

2 「用地取得が速やかに完了し、鳥取県による埋蔵文化財調査がH27年度迄に完了する場合」との注記あり。

※県として埋蔵文化財調査の早期完了に向け最大限の努力を行う。

| 開通予定 | 路線名             | 箇所名                                | 事業規模  |
|------|-----------------|------------------------------------|-------|
| 未公表  | 一般国道9号<br>(山陰道) | 鳥取西道路<br>鳥取空港IC(仮称)<br>～吉岡温泉IC(仮称) | 5.2km |

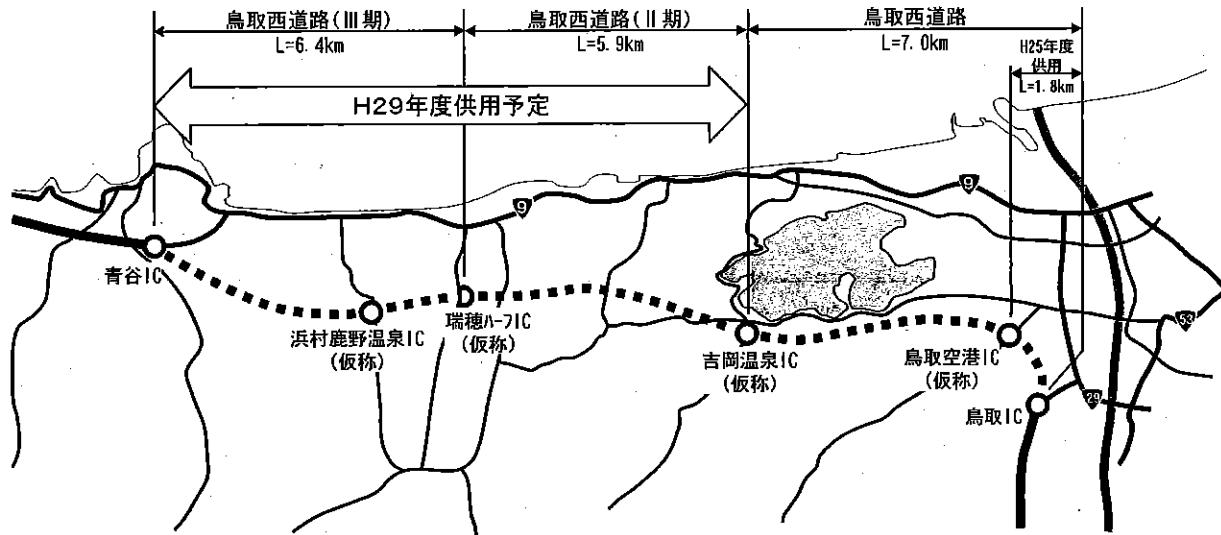
注 用地取得、埋蔵文化財調査に関する調整等の課題解消により、見通しが明らかになった場合に隨時公表予定。

## 2 平成25年度供用予定の県内区間

併せて、かねてから今年度供用が予定されていた次の路線についても、改めて今年度供用開始が明示されました。

- 駆馳山バイパス(7.7km)
- 鳥取西道路(鳥取IC～鳥取空港IC(仮称) : 1.8km)
- 中山・名和道路(赤崎中山IC～大山町下市 : 4.3km)
- 名和・淀江道路(大山町下市～名和IC : 4.3km)

### 〔鳥取西道路整備状況〕



# 中海湖岸堤整備と大橋川改修の現状について

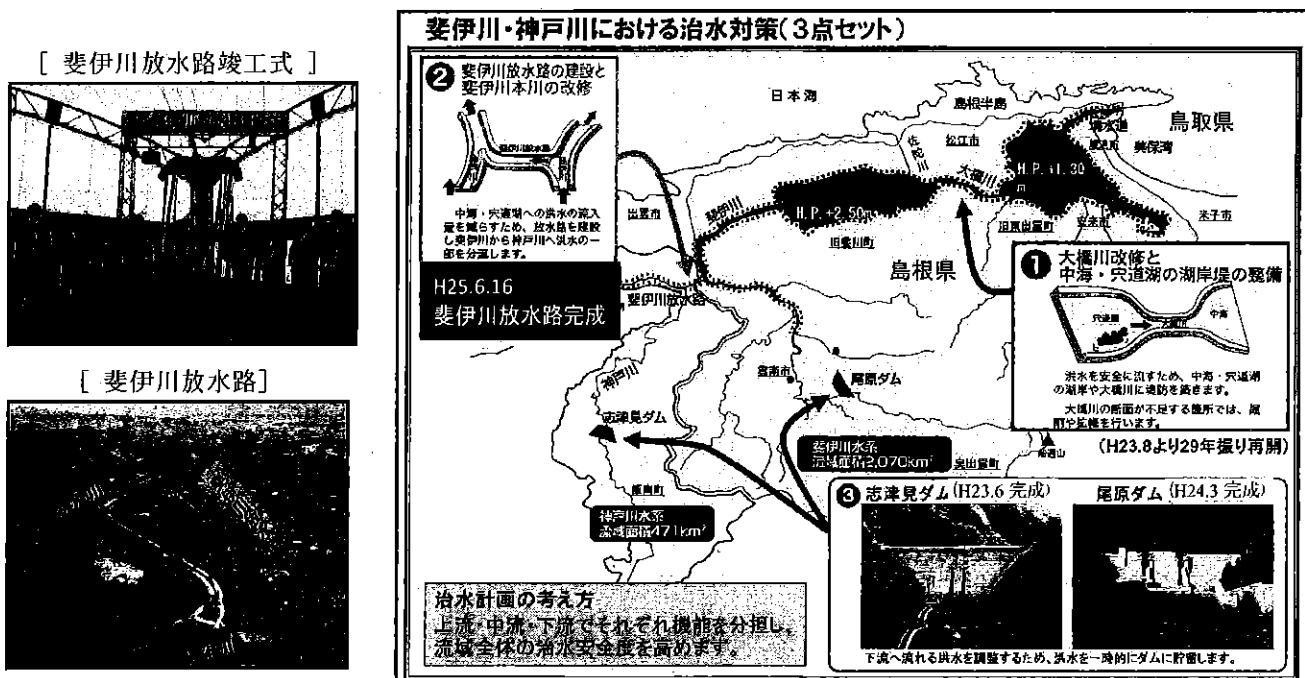
平成25年6月25日  
河 川 課

## 1 斐伊川水系治水対策について

斐伊川水系治水対策は、上流・中流・下流で治水機能を分担したいわゆる「治水対策3点セット」により流域全体の治水安全度を確保する計画となっている。

去る6月16日に中流域の「斐伊川放水路」が竣工し、上流域のダム事業と併せ、「治水対策3点セット」のうちの2つが完了した。

今後、残る下流域の中海湖岸堤整備と大橋川改修が重点的に進められこととなるが、従来にも増して米子・境港両市との連携を強化し、円滑な事業実施を図ることとする。

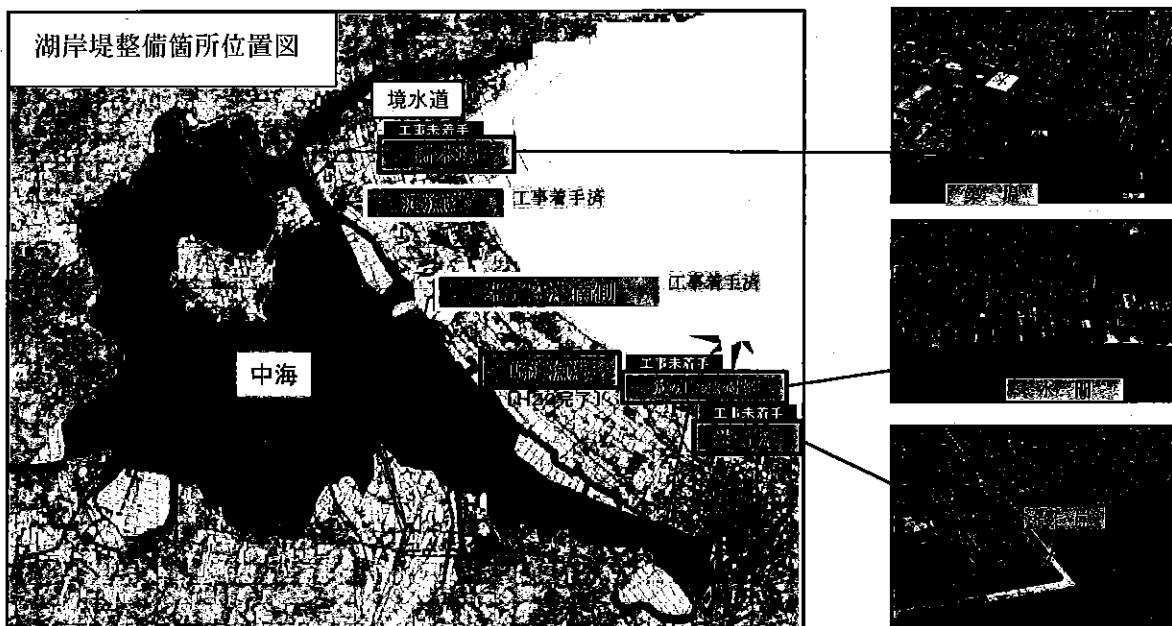


## 2 中海湖岸堤整備について（平成25年度事業費計 377百万円）

平成22年9月に国が定めた斐伊川水系河川整備計画に基づき、大橋川改修の進捗と整合性をもって整備を進める。

### (1) 工事未着手箇所

現時点で工事に着手されていない3箇所（貯木場、旗ヶ崎承水路、米子港）については、いずれも本年度中に工事着手するよう関係機関と調整を図っている。



## ①貯木場（境港市外江）

・築堤で開口部を塞ぐ方法で、関係者との協議が整ったため、国は測量・調査を開始した。

## ②旗ヶ崎承水路（米子市）

・国は、開口部に水門を設置する計画で、設計条件等について、米子市と協議している。

## ③米子港（米子地区）：H24年国経済対策

・国は、護岸（パラペット等）を設置する計画で、位置や構造等について、県（港湾管理者）等の関係機関と調整している。

## （2）工事着手済箇所

①渡漁港（渡地区）：国は、漁港付替工事等を引き続き実施する。

②米子空港南（葭津箇所等）：国は、残区間の堤防工事(L=700m)を引き続き実施する。

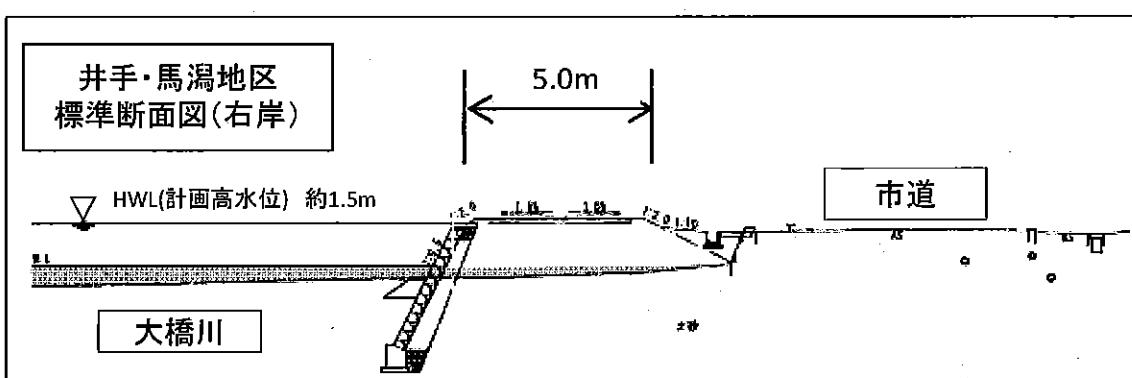
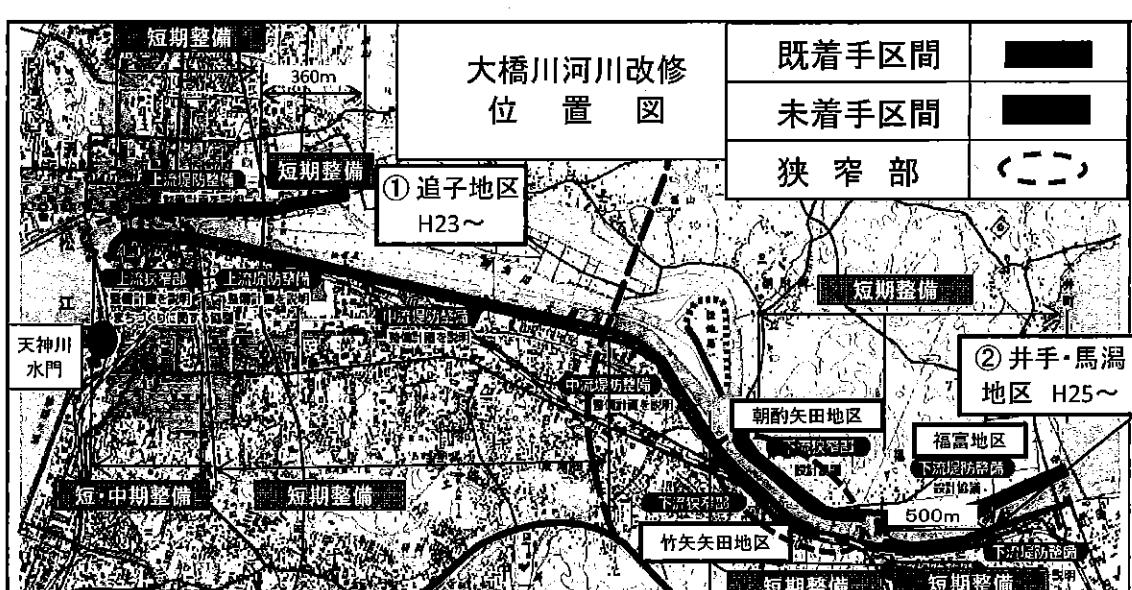
③崎津漁港：H22年度完了済

## 3 大橋川改修について

現在、国は、上流・下流狭窄部の河道拡幅の前に、下流の背後地盤が低く家屋等へ浸水の影響が大きい区間の護岸整備等に着手している。

①追子地区：平成23年度から着手(L=360m)。

②井手・馬潟地区：本年度から着手(L=500m)。



## 4 境水道の護岸整備等について

斐伊川水系河川整備計画のとおり、境港市が策定する内水排除計画に基づく岬町等の内水対策事業と調整を図りながら、国、県（漁港管理者）、市と連携して、必要な整備を進める。

# 湖山池会議等の概要について

平成25年6月25日  
水産課、水・大気環境課、河川課

○湖山池将来ビジョンに基づき、平成24年3月から汽水湖化に着手しているが、渴水等による塩分濃度の上昇や産卵期を迎えたフナ等の大量斃死等への対応を図るために、県及び鳥取市の関係機関が諸課題を共通認識し、機動的に動くことを確認した。

## 1 湖山池会議（統轄監・鳥取市副市長トップ 平成25年6月7日（金）開催）

### （1）塩分濃度の状況

- ・将来ビジョンでは塩分濃度を2000～5000mg/lとしているが、6/5現在、7500 mg/l
- ・5/23より新たな水門操作により、塩分濃度上昇を抑制する取組みに着手した。

### （2）水門操作の状況

- ・塩分濃度と溶存酸素(DO)の状況を監視しつつ、船通水門を段階的に閉じていく。
- ・船通水門は、川底から10cmまでとしつつ、湖底のシジミ等が死滅する貧酸素状態にならないよう、よりきめ細やかな操作を実施する。

### （3）池及び池周辺の生物の状況

- ・フナの斃死については、死魚は速やかに回収し処分する。
- ・産卵で河川へ遡上するフナについては、遡上する河川へ産卵床（人工水草）を設置して、産卵後、湖内に降下させる対策を行う。フナの塩分耐性は、今後研究を行う等の検討を行う。
- ・カラスガイの保護については、生育が確認された「ため池」の泥のかき出し等を行ったり、稚貝の再生産する技術の習得等を行う。

### （4）池周辺の家庭菜園等の状況

- ・南風により塩分を含んだ湖水が飛散し、家庭菜園、植木等に被害を与えた潮風害については、チラシ等を作成し、周辺住民へ注意喚起を行う。併せて、塩分に強い作物への転作等を奨励する。
- ・畑地の代替地等を希望する者に対して、その提案等ができるよう検討する。

### （5）石がま漁の状況

- ・石がまヘヒシ、タニシ等が詰まり、魚道へのフジツボの付着する課題については、3月にジェットポンプでヒシ等の除去は行ったが、水中にある周辺の「かけだし」等の状況について、7月までに水中調査を行い、抜本的な対策を検討する。

### （6）その他

- ・市民、県民等へより細やかな情報提供を行っていく。

## 2 湖山池チーム長会議（生活環境部次長ほか関係課長 平成25年6月12日（水）開催）

### （1）斃死魚の回収体制

- ・日曜日は回収していなかったが、今後は、日曜日も必要があれば回収する。

### （2）河川水確保のための協力要請

- ・河川流量が少ないため、水田用水の取水制限は困難である。⇒会議後、6/13 福井川で、特に浅瀬となっている箇所の水深(水量)を確保するため土のうにより川幅を狭め、コイ、フナ等が遡上できるよう対応した。

### （3）フナ等の産卵場所等への対応

- ・6/8 人工水草約40本設置し、産卵数約2000粒/本を確認した。
- ・6/12 上記の効果により、防風ネット(1m×50m)を人工水草として福井川へ追加設置した。
- ・6/20 湖山川（長柄川）河口付近に酸素供給装置を民間と協働して設置した。  
(株式会社大昌エンジニアリングがデモ機を提供し、県農林水産部局が効果検証する。)

### （4）水門の工夫による塩分濃度の抑制及び溶存酸素の確保

- ・6/21 船通水門内に、濃い塩分の層を遮断するための土のうによる潮止め堰を設置した。
- ・塩分濃度及び溶存酸素、シジミの生息状況等を引き続き、監視する。

### （5）潮風害への対応

- ・潮風害の防止を呼びかけるチラシを作成し周辺の全戸へ配布する。家庭菜園の栽培場所の選定や塩分に強い作物等を周知する。

# 鳥取県みなとさかい交流館の指定管理者審査要項（案）の概要について

平成25年6月25日  
空港港湾課

平成26年度から鳥取県立みなとさかい交流館（以下「交流館」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）での審査を踏まえて決定します。

## 1 指名団体とその理由

境港管理組合

（指名理由）

本組合は鳥取、島根両県が設立する一部事務組合であり、平成18年度より交流館の施設管理等の指定管理を受託しており、誠実に管理を行っている。

## 2 指定管理者が行う業務

### （1）指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 交流館の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他交流館の管理運営に必要な業務

### （2）管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日等については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 交流館の会議室の利用許可、利用の制限については鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（以下「交流館設置管理条例」という。）に基づいて行う。
- ウ 措置命令、利用許可の取消しは交流館設置管理条例に基づいて行う。
- エ 利用料金及び利用料金の減免については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

## 3 使用料の取扱い

交流館の会議室の利用料は、指定管理者が自らの収入として收受する。

## 4 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額212,500千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、当該超えた額を県に返納する。

## 5 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

## 6 スケジュール

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| （1）審査委員会（審査要項の決定） | 平成25年7月上旬               |
| （2）書類の提出期限        | 平成25年7月下旬               |
| （3）審査委員会（候補者の選定）  | 平成25年8月中旬               |
| （4）審査結果の通知・公表     | 平成25年8月下旬               |
| （5）指定管理者の指定       | 平成25年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

## 7 審査方法等

### (1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、指定管理候補者として適當かどうかを審査

### (2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、地元観光関係者、住民活動関係者、県土整備部次長（計5名）

### (3) 審査基準

| 審査基準  | 審査項目   |
|---|--|
| 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。<br>(指定手続条例第5条第1号)                      | <input type="checkbox"/> 管理の基本的な考え方の整合性<br>(指定設置目的の理解、管理運営の方針等)  |
| 施設の効用を最大限に發揮させるものであること。<br>(指定手続条例第5条第2号)                         | <input type="checkbox"/> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容<br>(サービス向上策、事業の企画、利用促進策等)<br><input type="checkbox"/> 管理の基準<br>開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開<br><input type="checkbox"/> 施設設備の維持及び衛生管理の水準<br><input type="checkbox"/> 事故・事件の防止措置、緊急時の対応<br><input type="checkbox"/> 利用者等の要望の把握 |
| 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。<br>(指定手続条例第5条第2号)                        | <input type="checkbox"/> 収支計画及び見積内容  |
| 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。<br>(指定手続条例第5条第3号) | <input type="checkbox"/> 境港管理組合の財政基盤、経営基盤<br><input type="checkbox"/> 組織及び職員の配置等<br><input type="checkbox"/> 法人等の社会的責任の遂行状況<br>(T E A S の認証)<br><input type="checkbox"/> 管理運営状況の実績評価   |

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例